

鳥取県公報

本書ノ大キサハ規定規格A五判

昭和二十七年五月十三日
第二千三百一十一号
火曜日

◇正誤 昭和二十七年三月県告示第一六五号申訂正

規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第三十一号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和二十六年六月鳥取県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「その廃及び当該市に属する出納その他
の会計事務について、」を「その廃及び当該市に属す
る出納その他の会計事務（他の県出納員に委任せられ
たものを除く。）について、各地方事務所の財務課長

目次

◇規則 鳥取県会計規則の一部改正

◇訓令 鳥取県会計規則に規定する書類及び帳簿の
様式中一部改正

◇告示 使用料及び手数料の減額
建築代理業者の登録

鳥取家畜保健衛生所浦富出張所の設置

時局匡救漁村共同施設助成金交付規程外三
件廃止

鳥取火災復興事務所を解に指定

農業災害補償法による疾病傷害共済の共済
金額指定

昭和二十五年十一月四日県告示第五百五十
二号の廃止

◇教育委員会告示

小学校及び分教場の設置認可
小学校の廃止認可

◇農業委員会告示

農地等交換分合計画認可

鳥取県公報 毎週 曜日發行（休日ニ当ル）
火金 曜日發行（時ハ翌日）

昭和二十七年 五月十三日
第二千三百一十一号

（昭和四年四月十五日）
（第三種郵便物認可）

十五年六月鳥取県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

「第九号」を「第九号の二」とし、第八号の次に次の一号を加える。

第九号 収入調書

第七十六号の次に次の一号を加える。
第七十六号の二 収入未済額内訳表
第八十五号を次のように改める。
第八十五号 削除
「様式第九号」を「様式第九号の二」とし、同様式中「收支命令者、所屬課長」欄を削り、様式第八号の次に次の一号を加える。

様式第九号 (B列5号)

収入調書		昭和年月日	昭和年月日
徵收決定年月日	起年月日	案年月日	昭和年月日
收支命令者	會計課長 出納課長 (主務課長)	合 議	主 査
出 納 長 (出納員)			
下記の通り徴收して よいかお伺いする	年 度	昭 和	年 度
Y	會計名	一般會 計	
内訳書別紙の通り	款		
納 人	項		
	目		
	節		
事 記	納 入 期 限	昭和 年 月 日	
	納入告知書番号	第 号	
	調定元帳記帳済		
	收入簿記帳済		

様式第三十一号の備考の2を次のように改める。

2 この領收証書は復写式とし五十部綴りを一冊とする。

但し、必要に応じて適宜三枚復写(正二枚、捺二枚)のものとする事ができる。

様式第七十六号の次に次の一号を加える。

様式第七十六号の二

年度 月分 収入未済額内訳表 (署名)

調定科目	金額	納付人氏名	調定期日	未 収 理 由
(一)				
(二)				
(三)				
(四)				
(五)				
計				

様式第八十五号を削る。

鳥取県訓令第十号

衛生部長

各 保 健 所 長
衛 生 研 究 所 長

鳥取県保健所及び衛生研究所使用料手数料條例に規定する知事の定める使用料手数料の額(昭和二十五年十二月鳥取県訓令甲第二十八号)の中次のものに限り昭和二十七年五月二十五日から同年五月三十一日までの間はその料額をそれぞれ下欄のとおりとする。但し、結核予防法第四條及び第十三條に規定する定期検査の場合を除く。

- ツベルクリン皮内反応検査 五円
- 赤血球沈降速度測定 無料
- 喀痰顕微鏡的検査 無料
- (培養検査を除く)

- 透視診断 一五円
- 間接写真診断 一五円

昭和二十七年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

00297

告示

鳥取県告示第二百三十八号

鳥取県建築代理業者名簿に次の者を昭和二十七年四月一日登録した。

昭和二十七年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	現住	籍所	氏名	業務管理者
------	----	----	----	-------

239	和	米子市角盤町一丁目九六	茅野組	二級建築士
昭 27.4.1	右同		茅野 安治 茅野 猛行	
240	"	八頭郡用瀬町大字用瀬四八	建築士事務	
"	右同	南條 城吉 南條 城吉		
241	"	日野郡溝口町大字父原九八		
"	右同	橋田 富男 橋田 富男		

242

米子市観音寺二〇〇
右同
米子市茶町 一級建築士
五三和成
建設有限会
社 渡辺 安弘
渡辺 安弘

鳥取県告示第二百三十九号

昭和二十五年三月鳥取県告示第百十六号(鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置、及び区域について)中末尾に次の一箇所を加える。

昭和二十七年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県鳥取家畜保健衛生所浦富出張所 岩美郡浦富町

鳥取県告示第二百四十号

次に掲げる告示は、廃止する。

昭和二十七年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

時局匡救漁村共同施設助成金交付規程(昭和七年十月鳥

00293

取県告示第四百二十八号

鳥取県水産製品検査規格(昭和二十三年三月鳥取県告示第百四十三号)

小型発動機漁船建造奨励規程(昭和十一年五月鳥取県告示第三百三十三号)

漁村災害復旧費補助規程(昭和十年二月鳥取県告示第八十四号)

鳥取県告示第二百四十三号

鳥取県鳥取火災復興事務所を鳥取県会計規則(昭和二十五年六月鳥取県規則第四十二号)第二條の規定による廢に昭和二十七年五月一日指定した。

昭和二十七年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第二百四十四号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)に基づく昭和二十七年年度において適用する疾病傷害共済の共済

金額を次のように定める。

昭和二十七年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

共済目的	共 濟 金 額
乳 牛	二、〇〇〇円
その他の牛	一、五〇〇円
山 羊	四〇〇円
め 羊	四〇〇円
種 豚	七〇〇円
馬	二、〇〇〇円

鳥取県告示第二百四十五号

昭和二十五年十一月四日鳥取県告示第五百五十二号(小麦粉等を主原料として製造した菓子の販売価格の統制額指定の件)は昭和二十七年四月一日限り廃止する。

昭和二十七年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

